

かながわ高齢者福祉研究大会 研究発表表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、かながわ高齢者福祉研究大会において行われる研究発表の表彰の実施に関し、必要な事項を定める。

(優秀賞贈呈の対象)

第2条 かながわ高齢者福祉研究大会において実施される研究発表のうち、成績が特に優秀であると認められる各分科会場の上位1発表について、優秀賞を贈呈する。また、優秀賞の中から1発表について、最優秀賞を贈呈する。

(優秀賞及び最優秀賞贈呈の内容)

第3条 賞状を贈呈する。

(奨励賞の対象)

第4条 かながわ高齢者福祉研究大会において実施される研究発表のうち、すべての発表を対象に奨励賞を贈呈する。

(奨励賞贈呈の内容)

第5条 賞状を贈呈する。

(審査会の設置)

第6条 研究発表の評価は会場ごとに行うため、分科会場ごとに審査会を設置するものとする。

2 審査員は、学識経験者、神奈川県内の事業者代表、職員代表（介護主任等）等で構成し、大会実行委員会が選任する。

(審査方法)

第7条 審査員は自分の受け持つ会場で発表される研究発表を傍聴し、別紙「研究発表表彰審査基準」に則り採点を行う。

(優秀賞贈呈の決定)

第8条 大会実行委員会は、審査会の審査結果に基づき、優秀賞贈呈の対象となる研究発表を決定するものとする。また、後日に優秀賞の中から最優秀賞を決定するものとする。

(優秀賞並びに奨励賞贈呈の事務)

第9条 優秀賞及び最優秀賞並びに奨励賞贈呈に関する事務のうち、審査員の依頼、審査当日に必要な物品の購入等は、大会実行委員会ならびに神奈川県社会福祉協議会にて行う。

(附則)

第10条 この要領に定めるもののほか、優秀賞及び最優秀賞並びに奨励賞贈呈に関し必要な事項は、大会実行委員会ならびに神奈川県社会福祉協議会が定める。